

### 佐賀県東部工業用水道規程第三号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和四十八年佐賀県東部工業用水道規程第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

別表の所長専決事務の欄中第三十一号を第三十二号とし、第九号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

#### 附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。